

東京社保協第1回常任幹事会・資料集

2016年4月28日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～8 中央社保協第9回運営委員会報告
- 9～10 介護を良くする東京の会第2・3回事務局会議報告
- 11～12 都民連第6回世話人会議まとめ
- 13～20 野党共同提出の法案・概要
- 21～29 子どもの医療制度のあり方等に関する検討会議論の取りまとめ
- 30 社会保障は国の責任です署名集約
- 31 子育て支援都議会陳情署名集約
- 32 戦争法の廃止を求める統一署名集約
- 33 参議院選挙ー「安倍政権NO！社会保障拡充」の実現を中央社保協アピール
- 34～36 第44回東京社保学校講師・白旗眞生氏のプロフィール
- 37～38 倉敷民商弾圧事件、裁判所への要請署名
- 39 第3回労働安全衛生学校のチラシ
- 40 「第21回東京反核平和マラソン」へのご協力をお願い

2015年度中央社保協第9回運営委員会報告

2016年4月6日 衆議院第二議員会館第二会議室

出席 35人中21人

I、山口事務局長から以下のこの間の取り組み報告を受け確認した。

- 3月 2日 第8回運営委員会
厚労省交渉（ニュース、報告参照）
- 4日 生存権裁判青森・熊本判決抗議院内集会
社保誌編集委員会
- 5日 東京医療関連協・巣鴨地蔵通り宣伝行動
大阪社保協総会
- 6日 憲法共同センター・憲法講座
- 7日 日本医労連社会保障対策委員会
- 8日 東海ブロック会議
- 9日 全労連・春闘共闘中央行動
- 10日 近畿ブロック会議
- 11日 重税反対統一行動
- 16日 国会行動
国会議員要請・院内集会
- 18日 高知県社保協運営委員会
- 19日 19日行動・日比谷集会
- 20日 東京社保協総会
- 22日 全日本民医連国保死亡事例調査報告・記者会見（別紙参照）
- 23日 5・12集会実行委員会
3・23消費税廃止各界連シンポジウム
- 26日 原発の無い未来を！3・26全国大集会（代々木公園）
- 28日 代表委員会
第2回組織財政検討委員会
- 29日 3・29国会正門前大集会
生存権裁判全国連絡会事務局会議
- 30日 TPPを批准させない3・30国会行動
- 31日 マイナンバー反対宣伝行動
- 4月 1日 消費税廃止宣伝行動
- 2日 中国ブロック会議
滞納処分・差押西日本交流集会（岡山 別紙参照）
参加145人 ※各県民商、クレサラの会から多数参加
- 5日 生存権裁判全国連絡会事務局会議
- 6日 国会行動、国保・介護部会、第9回運営委員会

II、情勢の特徴について報告を受け、協議・確認した。

① 4月からの社会保障負担増（東京新聞から抜粋）

医療では紹介状なしでの大病院受診や保険料、入院時の食費などが軒並みアップし、国民年金保険料も上がる。家計にとっては重荷となりそうだ。

医師の紹介状がないと窓口で追加負担を求められるのは、5百床以上などの大病院で、全国約240カ所に上る。診察の費用以外に初診で5千円以上、再診で2500円以上が必要となる。

大病院に患者が集中し、待ち時間が長いなどの問題が指摘されているため、軽症の人はまず診療所などで受診するよう促す。高度な医療を担う大病院と、身近なかかりつけ医との役割分担を進めるのが狙い。

4月からの社会保障の負担	
負担増	紹介状なしで大病院受診 初診で5000円以上 再診で2500円以上の追加負担
負担増	入院時の食費負担 1食260円→360円に
負担増	高所得者の健康保険料 上限を引き上げ
負担増	国民年金保険料 月1万5590円→1万6260円に
負担減	雇用保険料率 1.0%→0.8%に。 年収400万円の会社員なら負担が年4000円減

入院時の食費負担も1食260円から360円に増える。対象者は約70万人と見込まれる。住民税が非課税の人や難病、小児慢性特定疾患の人の負担額は据え置く。

高所得者は健康保険料がアップする。会社員が加入する健康保険組合などの保険料は、算定の基礎となる「標準報酬月額」の上限を引き上げる。市町村が運営する国民健康保険でも、医療分の保険料の年間上限額が69万円から73万円に引き上げられ、高所得者の保険料負担を増やせるようになる。適用される年収基準は市町村が決める。

国民年金の保険料は670円上がり、月1万6260円になる。一方で支給額は据え置かれ、負担だけが増える形だ。

このほか雇用保険料率を1・0%から0・8%に引き下げることが盛り込まれた法案は三月中に成立する見通し。保険料は労使折半で、年収400万円の会社員の場合は、保険料負担が年1万6千円（4千円減）となる。

② 社会福祉法改悪案の強行～別紙参照

福祉施設を利用する障害者や福祉保育労働者らの反対にもかかわらず、23日の参院本会議で可決されました。

同委員会の15項目の付帯決議では、本来の事業を優先し、「過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること」が盛り込まれました。

③ 保育所待機児問題～処遇改善法案を野党共同提出～別途参照

自民党、公明党は25日、保育所の待機児童問題で緊急対策をまとめましたが、内容は、既存施設の詰め込みが中心で、保育士確保の手当てもなく、実効性にも

乏しい内容です。

一方で保育士の5万円賃上げを掲げた保育士の処遇改善法案を野党は共同で提出しました。

④国会の審議状況

16年度予算が強行され、後半国会の焦点となるTPP承認案、同関連法案が5日の衆議院本会議で審議入りしました。今後特別委員会で審議されることとなります。TPP参加は、自民党の選挙公約にも国会決議にも違反するものですが、安倍政権は「違反でない」と開きなおり、今国会中の成立をねらっています。

また、障害者総合支援法案・児童福祉法案が3年後の見直しに向けてセットで審議が行われようとしています。マクロ経済スライドの見直しなど年金の改悪をねらう国民年金法案は、審議入りの日程は未定です。

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

1、医療・介護大運動の取り組み

(1) 2015年度「安全・安心の医療・介護署名」

1) 署名目標について

社保協三者連名署名 100万筆

中央団体社保署名 100万筆

2) 署名推進の学習資料、宣伝資料について

○学習リーフ⇒チラシとしても活用を呼びかけ(別紙参照)

※「学習リーフ等を活用して10000か所学習会運動を」の呼びかけと集約を引き続き強めます。(よびかけ文作成)

3) 署名推進の取り組みについて

①宣伝行動(月1回以上)を計画(2016年実施日程と今後の予定※)

1月27日(水) 池袋駅東口 全労連と共同で開催

2月16日(火) 御茶ノ水駅前宣伝行動(代表者会議終了後)

3月5日(土) 巣鴨地蔵通り 東京医療関連協

※4月11日(月) 池袋東口 全労連と共同

14日(木) 巣鴨駅 東京社保協と共同

※5月1日(日) メーデー宣伝 昨年に引き続き計画

24日(火) 巣鴨駅 介護相談とともに計画

消費税廃止各界連宣伝行動と引き続き共同⇒24日宣伝

②各県・地域での宣伝行動

※定例宣伝の計画を呼びかけ

③団体申し入れ⇒署名推進、宣伝行動の共同、「5・12集会」の賛同呼び掛けも合わせて実施。

(2) 地域医療計画の各地の状況の把握、情報収集を⇒別紙参照

⇒医労連が医療団体連絡会等と各県の情報と運動を集約中。同時に、5月に、

厚労省交渉を予定

⇒山梨県社保協が地域医療を守るシンポジウム開催（4月9日）

(3) 国保改善のとりくみ⇒部会報告

- ◆各自治体（都道府県）へ要請を推進
- ◆地方3団体等への要請を計画
- ◆国保都道府県単位化Q&Aの補強⇒データを各県社保協に配信する
同パンフレットを作成する(全商連、全生連等と共同)
- ◆国保・滞納差し押さえ問題に関して、相談活動および、全国で差し押さえ件数が際立つ群馬・前橋市への要請行動等を検討する

(4) 介護改善の取り組み⇒部会報告

介護保険部会が2月17日再開、軽度者のサービス（買い物・調理）切り捨てや新たな負担増が検討され参議院選挙後の11月末に答申される予定。参議院選では、介護問題を争点にさせ、制度改悪に反対する議員を選出することが重要。

- ◆国会内集会・厚労省要請 4月20日（水）参議院議員会館1階講堂
- ◆5月23日～29日 「2016介護をよくするアクションウェーブ」
5月24日（火）12:00～14:00 於巣鴨駅：宣伝、署名、介護何でも相談会
- ◆各自治体への要請、地域事業所への訪問・懇談など進める

2、国会行動、全国集会等の取り組み

(1) 今後の三者国会行動、中央社保協行動の配置～別紙参照

4月 6日（水）12:15～ 衆院第2議員会館前

4月20日（水）10:30～国会議員要請、院内集会・厚労省要請

※全日本民医連、千葉社保協と共催

5月11日（水）12:15～ 衆院第2議員会館前

5月25日（水）12:15～ 衆院第2議員会館前

※後半の行動日（3月16日、4月20日、5月11日）を署名提出日に提出締め切りは、15日頃

(2) 「社会保障・社会福祉は国の責任で 憲法25条を守る共同集会」について
～別紙報告書参照

- ・日程 5月12日（木）日比谷野外音楽堂（3000人規模）
- ・賛同団体を広げるために団体訪問や個人へのよびかけ
中央社保協は、加盟組織及び首都圏の土建組合を社保協通じて呼びかけ
- ・各地域で同課題での共同を広げ集会などの開催を

3、マイナンバー制度反対の取り組みについて

マイナンバー制度反対連絡会に結集し、新署名、宣伝行動等に取り組む
宣伝行動⇒3月31日(木) 新宿西口

4、生活保護引き下げ反対の取り組み

- (1) 生存権裁判全国連絡会代表委員会 4月8日(木)
生存権裁判全国連絡会総会～5月21日(土)－22日(日)
- (2) 「千葉県銚子市・県営住宅追い出し母子心中事件」調査団の取り組み
調査報告書を書籍として、4月に発行予定
- (3) 朝日健二さんを語る会について～チラシ参照
○日程 4月9日(土) 14時～16時30分
○会場 全労連会館ホール
○運営団体 生存権裁判全国連絡会、同東京連絡会、中央社保協

5、年金署名および、年金引き下げ反対裁判闘争支援の強化

今国会で国民年金法改正案(マクロ経済スライド改悪)提出。

現在のところ審議の日程が定まらない状況で、障害者、児童福祉の法案が先行しています。

全労連、年金者組合との結集、連携を強めながら、安心・年金つくろう会の取り組み強化を目指します。

裁判闘争では、各地で支援組織の立ち上げに、引き続き各県・地域社保協の結集を呼びかけます。

6、列島騒然たる状況を作ってTPP協定の国会批准を阻止しよう——「TPP批准阻止大運動」のよびかけ(案)について～別紙参照

TPP阻止のたたかいが最大間山場を迎えるも、食健連、全労連から運動支援の要請があり、3月22日に緊急に打ち合わせをしました。

3月30日には、TPPを批准させない国会行動が、TPP批准阻止アクション実行委員会の主催で取組みられ、700人を超える参加がありました。

TPP承認案、同関連法案は、4月5日に衆議院審議入りしましたが、日本だけが突出して批准を急ぐ政府の異常な姿勢が際立ち、政府の試算のでたらめさなどが明らかになる中、特別委員会の日程も定まっていない状況です。野党の審議拒否も報道されています。まともに審議されないまま、国会軽視、国民無視の安倍政権の下で強行される恐れも十分にあります。

全国食健連は、中央社保協とともに国会批准阻止に向けた「大運動」を呼びかけたいとして、要請がありました。

(主な行動予定)

- 4月 6日 国会行動・国会議員要請
- 19日－22日 国会前座り込み(衆議院第二議員会館前)
- 21日(木) 12時～13時 院内集会:保団連と共同

(衆議院第2議員会館多目的ホール)

- ※4月18日から末日まで全国一斉宣伝ゾーンを設置
- ※5月3日の憲法集会に結集
- ※「そうだったのか TPP」リーフを活用した学習運動を

7、「戦争法廃止、安倍政権NO！」運動の取り組みと参議院選挙について

～別紙

憲法共同センター、全労連、総がかり行動実行委員会の提起する行動に中央社保協も運動への参加呼びかけ等含めて結集します。19日行動をはじめとした行動に参加します。参議院選挙で、「安倍政権NO！社会保障拡充を争点に」の呼びかけを出します。

8、第44回中央社保学校 in 高知について

- 12月9日 高知県社保協へ要請
- 1月22日 四国ブロック会議で開催について打ち合わせ
- 3月18日 高知県社保協運営委員会で協議

社保学校テーマ【案】

「貧困と格差の拡大を許すな 社会保障の拡充を」(仮)

- ※日程 10月6日(木)－8日(土)
- ※場所 高知グリーンホール(高知市県民文化ホール)
- ※内容案 1日目(6日) 13時半～17時予定
グリーンホール(高知市県民文化ホール)
講演① 「社会保障の拡充で経済再生を」(仮)
講師 浜矩子氏希望
講演② 「全世代に広がる貧困と格差」(仮)
講師 唐鎌直義氏希望
- 2日目(7日) 10時～15時半予定
◆社会保障入門講座 高知城ホール(100人)
10時～16時予定
午前 社会保障入門講座
午後 分科会①国保
②介護
③移動分科会

◆フィールドワーク⇒2コース(40人×2)

- ①自由民権運動一桂浜(坂本竜馬記念館)コース
- ②津波タワーと防災計画の町～地元市場訪問コース

- 3日目(8日) 9時半～15時予定
グリーンホール(高知市県民文化ホール)

午前 「貧困と格差」シンポジウム
地元社保協の各分野からシンポジストと
コーディネーターを
午後 公開市民講座として開催
「参議院選挙後のたたかい 憲法まもる大闘争
の前進を」(仮) 渡辺治氏(一橋大学名誉教授)

9、組織財政強化委員会について

23日に第1回を開催。3月28日に第2回を開催。
各都道府県社保協に「組織・財政アンケート」を実施。(現在35県集約)

10、第60回総会日程案について

- ・日時 7月24日(日)13時半～25日(月)12時半
- ・場所 磯部ガーデン「雀のお宿」
※25日-27日まで、同会場で日本医労連大会開催のため、
1日目と2日目の会場が変更される可能性あり。
- ・参加費 13000円
(宿泊費・会議室料・入湯税・税込 1泊2食・ビール付き)
- ・内容案 学習講演を検討する

IV、今後の主な日程について確認した。

- 4月 7日 北海道・東北ブロック会議
- 9日 朝日健二さんを語る会
- 10日 障全協全国総会
- 11日 医療・介護大運動宣伝行動(11時半～池袋東口 全労連
社保闘争本部と共同)
- 12日 北信越ブロック会議
- 14日 医療・介護大運動宣伝行動(12時～巣鴨駅 東京社保協
と共同)
社会保障誌夏号編集委員会
- 15日 4・15春闘共闘中央行動
- 19日 戦争法廃止19日行動
- 20日 国会行動・院内集会(介護)
厚生労働省交渉
- 21日 TPP院内集会
ふつうに生きたい くらしたい!障害者権利条約・基本合
意・骨格提言の実現めざす4.21全国大集会
(13時～17時:日比谷野音)
代表委員会
第3回組織・財政委員会

- 5月 1日 メーデー
3日 憲法集会
12日 「社会保障・社会福祉は国の責任で」5・12共同集会
23日～29日 「2016いい介護をめざすアクションウィーク」
24日 巢鴨駅・宣伝、署名、「介護なんでも相談」行動
29日 東京社保学校
近畿社保学校（奈良）

V、団体・地域報告（略）

第10回以降の運営委員会の日程について確認した。

5月11日 14時～ 議員会館会議室を予定

6月 1日 14時～ 医療労働会館を予定

※国会の日程により変更有

7月 6日 14時～ 医療労働会館を予定

24日 11時～ 総会会場で予定

「介護をよくする東京の会」第7期 第2回事務局会議報告

日時：3月15日（火）10：30～ 会場：東京自治労連会議室

出席：中野（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、藤井（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、前回（第7期第1回）事務局会議報告を資料添付した

2、各団体等の報告

※介護事業所アンケートを、日野・八王子・町田・昭島・西東京・豊島・足立・江東・墨田・江戸川・葛飾・品川、練馬13地域で実施した。また、大田地域が実施に向けて検討中

<中村>足立、葛飾、墨田区で、3月議会に介護問題で請願を実施した。

<医労連>5月8日にヘルパー協議会交流集会予定

3、協議事項

1) 自治体首長への、介護報酬、介護保険料問題の要請を引き続きに実施していく。

2) あわせて、第6期事業計画及び介護改善のための自治体への要望・懇談を、事業者アンケートなどを実施し、その内容で、各地域で実施していくことを改めて確認した。

3) 第6期事業計画について

①引き続き、各自治体の状況をつかんでいくことを確認した。とりわけ、2016年4月から地域支援事業を開始する自治体の実施状況・準備状況などもつかんでいくこととした。

②今後の取り組みの重点などについて

※共産党都議団との介護問題での懇談を5月連休明けごろに設定する。

※10月1日（予定）に介護フォーラムを開催し、この間の介護問題の交流などを実施していくことを確認した。

次回日程：4月11日（月）18：30～ 東京自治労連4階会議室

「介護をよくする東京の会」第7期 第3回事務局会議報告

日時：4月11日（月）18：30～ 会場：東京自治労連会議室

出席：中野（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、藤井（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、前回（第7期第2回）事務局会議報告を資料添付した

2、各団体等の報告

※介護事業所アンケートを、日野・八王子・町田・昭島・西東京・豊島・足立・江東・墨田・江戸川・葛飾・品川、練馬13地域で実施した。また、大田地域が実施に向けて検討中

<中村>足立では、総合事業を4月から開始したが、当面、従来通りのサービスを実施していくことに「なった。（来年3月まで）、5/21に浅草宣伝行動を東部地域で実施する。（100人規模）

<民医連>3月23日国会行動を実施した。次回は4月20日に実施。介護部会として、5月9日に巣鴨宣伝行動を行う。介護アクションとして5/29にスタンディングを計画

<森永>3/13に全国ヘルパー交流会を神奈川で開催した。3/14に厚労省交渉を実施

<横田>福祉保育労として春闘をたたかっているが、どの職場も人が確保できていない。4月に新しい職員が入っても足りない。職場は処遇改善の実感が無い。福保労として東社協と懇談を3月に実施した。

3、協議事項

1) 自治体首長への、介護報酬、介護保険料問題の要請を引き続き実施していく。

2) あわせて、第6期事業計画及び介護改善のための自治体への要望・懇談を、事業者アンケートなどを実施し、その内容で、各地域で実施していくことを改めて確認した。

3) 第6期事業計画について

①引き続き、各自治体の状況をつかんでいくことを確認した。とりわけ、2016年4月から地域支援事業を開始する自治体の実施状況・準備状況などもつかんでいくこととした。

②今後の取り組みの重点などについて

※共産党都議団との介護問題での懇談を5月連休明けに設定する。

③10月1日（土）にラパスホールで介護フォーラムを開催し、この間の介護問題の交流などを実施していくことを確認した。（詳細は次回以降に協議）

次回日程：5月27（金）18：30～ 東京自治労連4階会議室

都民連第6回世話人会議 まとめ

日時 2016年3月30日(水) 10:35~12:00

会場 東京地評会議室

【出席確認(順不同、敬称略。取消線は欠席。)]

内田(東商連)、佐久間(新婦人本部)、杉山(東京自治労連)、金澤(年金者組合都本部)、水上(都生連)、佐々木(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、木下(都教組)、松岡(東京民医連)、中村(東京土建)、石島(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、井手口・阿久津・中野(東京地評)、オブ: 會澤(革新都政の会)、寺川(東京社保協)、佐田(障都連)

I. 特別報告

「第1回定例会の報告・総括」(日本共産党東京都議団・清水ひで子都議)

※清水都議より、「日本共産党都議団報告」の提供有り。

II. 報告事項

1. 経過報告(2月2日~3月30日)

(1) 都民連などの取り組み

① 2月3日(水)10時より東京地評会議室にて開催し、13団体15人が出席しました。第1回定例会(1定)にむけた諸行動の確認と2016年度予算原案について意見交換をすすめました。

② 2月8日(月)10時より、2016年度東京都予算案に関する学習会(都民連、革新都政の会の共催)を開催し、12団体21人が参加しました。曾根はじめ都議(共産)からの報告を受け、各分野からの質疑、予算原案に対する意見交換を行ないました。次年度予算原案は「都民福祉の充実による生活の質の向上」という編成方針が外されており、「世界一の福祉都市の実現」という都知事公約から大きく後退していることを確認しあいました。

③2016年東京都議会第1回定例会(1定)開会日行動

2月17日(水)12時15分より、東京都庁前にて実施しました。参加者は250人。森田議長による開会あいさつ後、5団体から決意表明がなされました。「認可保育所増設、保育士の処遇改善は急務」(福保労東京)、「子どもの貧困 経済的支援を急げ」(新婦人本部)、「高齢者の生活を支える経済的支援を」(日本高齢期大会実行委員会)、「大型開発ではなく住宅耐震化に予算を。都営住宅の新設を」(東京土建)、「都立定時制高校の統廃合はやめろ」(都立高校を考える連絡会)。都議会会派から白石たみお都議(日本共産党)があいさつし、1定の課題を報告し決意表明をされました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

④2015年都民生活要求大行動 都側との総括会議

3月24日(木)16時30分より、東京都庁内にて実施し、都側3人(産労局)、実委側3人(東京地評、東京社保協)が出席しました。進行、準備についての意見交換

を行ない、次年度(2016年度)も実施することを前提に準備を進めることとしました。

(2) 都政・都議会の動き

①東京都議会第1回定例会

第1回定例会は、2月17日から3月25日まで38日間の会期で開催されました。

初日、舛添知事の施政方針説明が行われ、知事は、「世界一の都市」の実現に向けた取組を加速化・深化させ、力強く前進させる予算を編成したと述べました。その後、議員提出議案「北朝鮮の核実験及びミサイル発射に対する抗議決議」が可決されました。

2月23～25日は、33人により、都政全般に対する知事などへの代表・一般質問が行われました。そして、25日の質問終了後、予算案、条例案などの知事提出議案126件が上程され、予算特別委員会の設置、各委員会への議案の付託が行われました。

3月3日、知事提出議案のうち「平成27年度東京都一般会計補正予算(第1号)」など17件が各委員会報告のとおり可決されました。

予算特別委員会では、3月7～9日に総括質疑が行われました。さらに、22日には各常任委員会の予算調査を受けてのしめくり総括質疑、23日には討論・採決が行われました。

最終日の3月25日には、議案の採決などが行われ、「平成28年度東京都一般会計予算」を始め知事提出議案109件が各委員会報告のとおり可決されました。また、「青年・成人の障害者の余暇活動の充実に関する意見書」など意見書2件、決議3件が可決され、閉会となりました。

(資料関係) 別冊資料を参照してください。

Ⅲ. 協議事項

1. 2016年度東京都議会第2回定例会(2定)開会日行動の計画

第2回定例会の開会日見込みを把握して、次回以降の会議にて提案します。

2. 交流(各団体の活動報告・活動予定)

掲載略。各団体の当面の取り組みを中心に交流しました。

※国民健康保険料の減額・減免の取り組みや滞納差押えの制限運動など、貧困問題とあわせた国保問題を焦点にあてた運動をするべきとの意見が出されました。

【次回の日程】

5月13日(金) 10:30～11:45、東京地評会議室にて開催します。

以上

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保育士等処遇改善法案(通称)

(「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」)

現状

➤ **賃金が低い**
 保育士 21万9千円
 幼稚園教諭 22万9千円
厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

➤ **人手不足(有効求人倍率が高い)**

➤ **産業界** 33万3千円
産業界

➤ **職業計** 1.23
 保育士 : 2.44
 幼稚園教員 : 1.76
厚生労働省「職業安定業務統計」(平成28年1月)

➤ 待機児童問題

- ・待機児童数は23,167人で5年ぶりに増加(前年比1,796人増加)
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から36増加して374市区町村
厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」
- ・「潜在待機児童」(希望する認可保育施設に入れなかったのに、待機児童に認定されなかった子ども)＝約4.9万人
平成27年4月時点、厚生労働省の集計

法案概要

- ① 保育等従業者(保育事業者等^(※)の従業者)の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する。
※ 保育事業者等: 民間の特定教育・保育施設の設置者(保育所、認定こども園及び子ども・子育て新制度に移行した幼稚園)、特定地域型保育事業者(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)
- ② ①のほか、国は、児童養護施設の従業者、放課後児童健全育成事業に従事する者その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇の改善のために必要な措置を講ずるものとする(対象は民間の施設)。

議員立法

「児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案」

我が国の「ひとり親家庭等の相対的貧困率」が OECD 諸国の中で最悪であることや、ひとり親家庭において進学希望が実現できていない現状があることに鑑み、「貧困の連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学しやすくなるよう支援するとともに、多子のひとり親家庭の生活支援を拡充し、あわせて、ひとり親家庭等の家計の安定を図る。

法案概要

① 児童扶養手当・遺族基礎年金等の支給対象等の拡大 (20歳未満の学生等を追加)

現行の支給対象に、「20歳未満で、大学の学生、専修学校の生徒その他の政令で定める学生又は生徒である者」を加える。

※現行は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」

② 児童扶養手当の多子加算額の増額 (第2子5千円・第3子以降3千円→第2子以降1万円への増額)

児童扶養手当の第2子以降の加算額を1万円に引き上げる。

③ 支払回数の増加

年3回の支払を毎月支払とする。

政府案との対比

政府案		議員立法
現行通り	支給対象の拡大	20歳未満の学生等を追加
第2子 : 1万円 第3子以降 : 6千円	多子加算の増額 ※現行：第2子5千円・ 第3子以降3千円	第2子以降 : 1万円
導入	多子加算に対する年収に 応じた支給額の逡減・ 物価スライドの適用	導入せず
現行通り	支払回数 ※現行：年3回	毎月支払

法人税法の一部を改正する法律案要綱

一 申告書に記載された法人税額等の公示

税務署長は、内国法人のうち各事業年度終了の日（連結親法人にあつては、各連結事業年度終了の日）における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しないものその他政令で定めるものにあつては、政令で定める金額）が100億円を超えるものについて、確定申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の提出があつたときは、財務省令で定めるところにより、その内国法人の名称（連結親法人にあつては、連結親法人及び連結子法人の名称）、これらの申告書に記載された各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額及び確定申告に係る法人税額又は連結確定申告に係る法人税額その他財務省令で定める事項を公示しなければならないこと。

（法人税法第153条関係）

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 （附則第1項関係）
- 2 一は、内国法人（人格のない社団等を含む。）のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用すること。 （附則第2項関係）

介護職員等の処遇改善法案(通称)

(「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」)

現状

- **賃金が低い**
ホームヘルパー 22万5千円 < 産業計 33万3千円
福祉施設介護員 22万3千円
厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」
- **人手不足(有効求人倍率が高い)**
介護関係職種 : 3.06 > 職業計 1.21
福祉施設指導専門員 : 3.45
厚生労働省「職業安定業務統計」(平成27年12月)

安倍政権の対応

- 平成27年4月から介護報酬2.27%引下げ
(物価高を勘案すれば過去最大の引き下げ)
- 「一億総活躍社会」(「介護離職ゼロ」)関連の予算は
ハコモノ優先で、介護職員の処遇改善(賃金引き上げ)無し

- **休止や廃止に追い込まれる介護施設が出てきている**
- **人手不足で介護サービスが崩壊し、介護離職が増える懸念**

法案概要

介護・障害福祉従事者(※)の人材確保のため、賃金を改善する措置を講ずる事業者等に対し、当該措置に要する費用に充てるための助成金を支給(事業者等が下記①②のどちらかを選択)

※介護・障害福祉従事者:ホームヘルパー、福祉施設介護員など専ら保健医療サービス又は福祉サービスに従事する者

- ① 介護・障害福祉従事者のみの賃金の改善に充てられる「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」
(**介護・障害福祉従事者のみを対象に、平均して1人当たり月額1万円賃金を上昇させることを想定**)

※対象者概数 約121.8万人(介護 91.2万人、障害福祉 30.6万人)

- ② 介護・障害福祉従事者及びその他の従業者の賃金の改善に充てられる「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」
(**介護・障害福祉従事者とその他の従業者の両方を対象に、平均して1人当たり月額6千円賃金を上昇させることを想定**)

※対象者概数 約43.8万人(介護 33.9万人、障害福祉 9.9万人)

※予算規模の総額:約1,777億円(平年度)

※公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 議論の取りまとめ

平成 28 年 3 月 28 日

少子高齢化が進む中、子どもの医療分野においては、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等に関して実効性のある施策の展開が求められており、こうした幅広い観点から今後の子どもの医療制度の在り方等についての検討を行うため、本検討会は設置された。本検討会では、平成 27 年 9 月から 5 回にわたって議論を重ねてきたところであり、以下のとおり議論の結果を取りまとめる。

1. 子どもの医療のかかり方

社会構造が複雑化する中で、子どもを取り巻く家庭環境も多様化している。小児医療の在り方を検討する際にはこのような社会背景を十分考慮することが前提となる。そのような中、限られた小児医療の医療資源を適正に利用し、医療機関への受診の必要な子どもが適切な医療を受けられるようにするためには、子どもの急な体調の変化に対して、夜間・休日といった診療時間外や救急における医療のかかり方に対する保護者の理解を向上させることや、保護者の不安を解消することが重要である。こうした受療者に働きかける施策として、現在、地域の保健師等により行われている保護者への情報提供や啓発活動、小児救急電話相談事業（#8000）等の取組の一層の普及を図るとともに、診療の現場において医師から保護者に対して子どもの状態に応じた受診の在り方を説明することは有効であることから、小児科のかかりつけ医機能を充実することが重要である。

[検討会での主な意見]

(保護者に対する啓発)

- 子どもの保護者が子どもの医療のかかり方について理解を深めることで受療行動は変化し、必要な子どもが必要な医療を受けることにつながると考えられる。また、こうした理解を深めることで、将来、子どもや保護者が高齢になった際にも、より適正な受診行動をとることが可能となると考えられる。

- 地域の中で市民教室や保護者への情報提供、保健所や市町村保健センターの保健師による育児・子どもの病気に関する知識の提供等の取組が一部では行われているが、地域によってばらつきがあるため、行政主導で地域の子育てを支える体制を推進すべきと考えられる。
- 夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、保護者が子どもの症状を自己判断できるように、(公社)日本小児科学会が「こどもの救急ホームページ」を開設しており、また、消防庁が「救急受診ガイド」を公表している。このようなツールが普及し、保護者が情報にアクセスできる力をつけていくことが重要であると考えられる。
- 小児科のかかりつけ医機能を充実させたり、受診時や健診時に保護者に対し子どもの状態に応じた受診の在り方を説明することで、保護者が適切な受診行動を学ぶことが可能になると考えられる。また、特定のかかりつけ医を持ち、日頃のコミュニケーションを確保することで、保護者がよりの確に子どもの健康状態を判断する能力が養われると考えられる。

(小児救急電話相談)

- 平成 16 年度から開始された小児救急電話相談事業 (#8000) により、保護者が休日・夜間に地域の小児科医等に相談できる体制が整備され、不安解消に貢献しており、深夜受診や救急医療の適正な利用につながっていると考えられる。

2. 子どもの医療の提供体制

小児の医療提供体制については、重点化・集約化が進み、保護者への啓発等とあいまって、小児科医の勤務環境についての理解が進んできている。今後とも、小児医療へのアクセスに留意しつつ、特に高度先進医療を中心に更なる集約化が必要である。同時に、地域包括ケアシステムのコンセプトを子どもの医療にも広げ、小児医療の中核を担う医療機関と地域の小児科のかかりつけ医等の連携をはじめ、医療・福祉・保健・教育等の多職種が連携しチームで対応していくことが重要である。

また、医療の進歩により小児の死亡率が減少し、障害や慢性疾患を持って成人に移行する子どもが増えている中で、小児の在宅医療の充実や親のレスパイト（親の一時的な休息のための援助）など、医療的ケアが必要な子どもと家族を地域で支援する体制を構築することが必要である。

さらに、必要に応じて福祉事務所、児童相談所、子育て支援機関、医療機関等の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター（日本版ネウボウ）の整備、医療提供側から児童虐待を防止する仕組みの導入等が重要である。

[検討会での主な意見]

(小児科の医療提供体制について)

- 地域における小児科医の配置については、地方では人口が少なく、面積が広い地域に小児科医が点在しており、一人の小児科医に時間外受診などの負担がかかっている場合がある。こうした医師への負担や採算の問題から、地域から小児科が撤退するケースもあると考えられる。
- 1施設当たりの小児科医が少ない場合には、時間外・休日夜間の対応により小児科医が疲弊しやすい環境となっていたが、不要不急の受診を減らす啓発や小児救急電話相談事業（#8000）等の実施で改善されてきたと考えられる。
- 経済的誘因により、小児医療提供体制の重点化・集約化が進み、1次・2次・3次救急についての小児医療の棲み分けがなされ、小児科医の勤務環境が向上したと考えられる。また、時間外受診の選定療養の導入も棲み分けに一定の役割を果たしていると考えられる。一方、集約化に対し、小児の救急搬送においては、管轄地域以外への搬送比率に大きな変化はなく、アクセスは低下していないと考えられる。

- 小児医療へのアクセスに留意しつつ、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用するための体制整備を進めていくべきであり、特に心臓手術や肝臓移植などの高度先進医療を中心に集約化していく必要があると考えられる。
- 平成28年度診療報酬改定で新たに小児科のかかりつけ医に対する区分が設けられたが、保護者の方への啓発については、診療の現場において医師から保護者に対して子どもの状態に応じた受診の在り方を説明することが有効であることから、かかりつけ医等の医療提供側からの日頃の働きかけが重要である。

(障害や慢性疾患を持つ子ども等への在宅医療支援について)

- 医療の進歩により小児の死亡率が減少し、障害や慢性疾患を持って成人に移行する子どもが増えているとの指摘があった。また、重症心身障害児を在宅で支援する医療体制の整備状況について、地域差があると考えられる。
- 在宅医療に携わる医師が、小児医療センターなどの医師に直接指導を受ける機会を設けることで、再び入院が必要になった場合の受け入れ連携が円滑に進むと考えられる。
- また、「地域包括ケアシステム」のコンセプトを小児にも拡大し、児童相談所や教育機関、保健所や保健センター等の行政と連携を図ることが重要であること、また、病院や訪問看護ステーション等に小児を専門とする看護師を配置する必要があると考えられる。
- 小児ホスピスの設置等により、医療的ケアが必要な子どもの親のレスパイト、さらには亡くなった子どもの家族へのグリーフケア（悲嘆ケア）が必要であると考えられる。

(切れ目のない小児保健・医療の支援)

- 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）の取り組みが拡大しており、保健所や保健センターを巻き込んだ全てのライフステージにおける子育て支援を効果的に進めていくことが重要と考えられる。
- 未就学児の健康診査のみならず、思春期の子どもを含め、子どもが病気になる前から心身の状態を把握し健康を守る仕組みを充実させることが、子どもたちの将来に寄与すると考えられる。

- 日本では 15 歳までを小児としているが、先進諸国では 21 歳までが小児・青年と一括りにされ、小児科医が対応している。日本では、思春期の子どもの心身の問題について医師が相談を受ける体制が手薄であり、健診制度や医療提供体制、人工妊娠中絶・性感染症、発達障害への対応も含め、整備が必要と考えられる。
- 小児のむし歯はかなり減少しており、疾病構造が変化してきていることから、このような変化に対応した歯科医療提供体制を構築する必要があると考えられる。また、むし歯からネグレクトのような児童虐待の拾い出しをすべきと考えられる。
- チャイルド・デス・レポートなど、重大事故や虐待を防止する仕組みを導入すべきと考えられる。
- 予防接種体制の充実により、インフルエンザ菌 B・肺炎球菌等による細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎、細菌性股関節炎等の重症感染症が着実に減少している。一方で、他の先進国との比較において、我が国の予防接種の助成の対象範囲を拡大する必要がある。

3. 子どもの医療に関わる制度

我が国は世界で見ても乳児死亡率や新生児死亡率が最も低い国となっているが、こうした世界最高の保健医療水準を支えているのが子どもや妊産婦も対象となる国民皆保険制度である。

国民皆保険制度の下、子どもの医療費の窓口負担については、義務教育就学前は2割、就学後は3割とされているが、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業によりさらに減免措置を講じている。現在、全ての自治体で何らかの形で実施されているが、対象となる子どもの年齢や医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無など、その内容は自治体により様々であり、近年、自治体間で対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっている。

一方、こうした減免措置により生ずる医療費の波及増分については、国により国民健康保険制度において国庫負担を減額する措置が講じられているが、これは、減免措置の実施の判断は地方自治体において独自に行われる形となっていることから、その波及増分については、限られた公費の公平な配分という観点から、当該自治体が負担すべきとの考え方に基づくものである。

この子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本検討会でも賛否両面から様々な意見があったが、「一億総活躍社会」に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。

その際には、

- ・ 医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響
- ・ 負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制
- ・ 小児科のかかりつけ医の普及、保護者等への啓発普及、他の子育て支援策の充実など併せて取り組むべき事項
- ・ 必要となる公費財源や財源の有効活用など財政再建計画との整合性等の観点を踏まえつつ、検討を行うべきである。

[検討会での主な意見]

(子どもの医療費の負担減免に関する地方単独事業について)

- 医療保険各法における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学以降は3割とされているが、全ての地方自治体において医療費助成制度が実施されており、自治体間で拡大競争が進んでいる。国として地域における子どもの医療費負担の在り方に対して早急に一定の線を引くべきと考えられる。
- 医療費助成制度については、社会保障制度の一環としてナショナル・ミニマムを基本とした国の制度設計に基づき実施されるべきであり、せめて未就学児については全国一律の制度としてどこに住んでいても同じであるべきである。その基準を考えるに当たっては、国と自治体とで調整する会議を設けることも考えられる。一方で、自己負担の在り方も含めて、国による全国一律の制度を自治体が求めてきたことから、国と自治体とで調整する会議ではなく、国で早急に検討をすべきとの考え方もある。
- 地方単独事業により医療費が無料であったとしても、利用したサービスに対して費用が発生していることを利用者に意識してもらうことが重要であり、かかった費用がどの程度であったのか、その費用をどのように負担しているのかを医療機関等から利用者に伝えていくことが大切である。

(地方単独事業による子どもの医療費の負担減免を肯定する意見)

- 医療費無償化による過剰受診への懸念については、保護者は子どもが感染症に罹患するリスクがあることなどから安易に病院を受診せず、また小児科のかかりつけ医の普及や保護者への啓発や教育によって過剰受診を一定程度防げるのではないかと考えられる。
- 小児の貧困の問題が深刻になる中で、いざという時に躊躇なく医療機関にかかれる医療費無償化については子どもの命を守る仕組みになっている。長期の入院をしなければならない子どもの入院時食事療養費の負担について検討することも考えられる。
- 子どもの医療費を減免する地方単独事業は、地域に子育て世帯を呼び込む、または流出させないための人口減少対策となっている。

(地方単独事業による子どもの医療費の負担減免に慎重な意見)

- 医療制度において無償化を行うと、基本的には後戻りできないため、地方自治体のサービス拡大競争の中で安易に決めるべきではなく、国が定める医療保険制度の中で、規律を持って決めるべきである。
- 一部の地方自治体においては、医療費無償化が実施されているが、過剰受診などモラルハザードを生じうるために基本的に好ましくなく、一部負担を徴収したり、償還払いにしたりすべきである。また、一部負担の一律の引下げではなく、マイナンバーの活用等により、低所得者や資産を有しない者など、真に支援が必要な者に限って負担割合を引き下げることが適当である。
- 医療費助成制度については、政策目的・成果が不明確であり、財源の裏打ちがない中で、少子化対策という名目のみで進めるべきではなく、他の代替的な手段と比べて費用に見合った政策効果が上がっているのか、よく考慮する必要がある。医療費助成の拡大と健康指標との関係について、未就学児で限定的に効果があり、就学児については健康水準に影響が無かったという調査があるが、今後こうした面からも更なる検証が必要である。

(地方単独事業に係る国保の公費減額調整措置を縮減・廃止すべきとの意見)

- 国民健康保険の減額調整措置は、国として推し進める少子化対策に逆行した施策であり、地方の取り組みに二重の負担を強いるものであるため、廃止すべきであり、国において早急に判断すべきである。
- 財政力の有無にかかわらず全国的に子どもの医療費助成が行われていることや、廃止により各自治体では他の子育て支援策に財源を充当できることから、減額調整措置は廃止すべきである。
- 各自治体では、医療費助成をするだけでなく、小児救急電話相談事業(#8000)等の適正受診のための取組を進めており、一定の効果が認められることから、国民健康保険の減額調整措置は廃止すべきである。
- 平成30年度から都道府県も国民健康保険の財政運営主体となる中、都道府県の調整交付金にも減額調整がかかる仕組みは問題であり、また、減額調整の仕組みが、被用者保険では存在せず国民健康保険にだけ存在するのは不合理で在り、廃止すべきである。

(現在の減額調整措置を肯定する意見)

- 現在国民健康保険で行われている減額調整措置は、財政状況が厳しい中で限られた国庫負担金の公平な配分という観点から行われているものであり、地方単独事業による自己負担の減免に伴い増加する医療費分については、広く国民全体で賄うべきものではなく、費用を増加させたその自治体の負担で賄うべきものとするというこの制度の考え方は適切なものと考えられる。

- 減額調整措置の在り方については、国が進めている財政再建計画全体との整合性の中で考えていく必要がある。

団体名	前集	回約	今集	回約	合計	地域社保協・地域団体	前集	回約	今集	回約	合計
1 東京地評		84			84	32 板橋社保協	160		15		175
2 東京医労連					0	33 渋谷社保協					0
3 東京土建一般労働組合	52,264				52,264	34 足立社保協					0
4 東京自治労連			14		14	35 西東京社保協	147		45		192
5 年金者組合東京都本部	59				59	36 西多摩社保協	25				25
6 福祉保育労組東京地本	251				251	37 杉並社保協					0
7 都教組					0	38 北区社保協					0
8 東京民医連	195				195	39 中野社保協					0
9 東京保険医協会					0	40 大田社保協					0
10 東京歯科保険医協会					0	41 練馬社保協					0
11 東京都老後保障推進協会					0	42 品川社保協					0
12 東京商工団体連合会					0	43 中央区社保協					0
13 都生連		8			8	44 目黒社保協	10				10
14 新婦人本部					0	45 世田谷社保協					0
15 全農林東京					0	46 港社保協					0
16 国労東京					0	47 文京社保協					0
17 建交労東京都本部					0	48 江東社保協					0
18 東京国公共闘		26			26	49 葛飾社保協					0
19 全建総連東京都連					0	50 台東社保協					0
20 都障教組					0	51 新宿社保協					0
21 東京公務公共一般労組					0	52 荒川社保協					0
22 東京私教連					0	53 江戸川社保協					0
23 都患同盟					0	54 墨田社保協					0
24 東京公害患者と家族の会		215			215	55 豊島社保協	54				54
25 全労済東京					0	56 千代田社保協					0
26 障都連					0	57 調布社保協					0
27 東京都生協連医療部会					0	58 小平社保協					0
28 新日本医師協会東京支部					0	59 町田社保協	17				17
29 全運輸羽田航空支部					0	60 東村山社保協	5				5
30 東友会					0	61 小金井社保協					0
31 東京介護福祉労働組合					0	62 国分寺社保協					0
32 婦人民主クラブ					0	63 府中社保協					0
33 自由法曹団東京支部					0	64 清瀬社保協	5				5
※宣伝行動など					0	65 日野社保協	2				2
事務局		169			169	66 三鷹社保協					0
女性センター					0	67 多摩市福祉をすすめる会					0
					0	68 武蔵野社保協					0
都退協					0	69 村山・大和社保協					0
全港湾東京					0	70 稲城社保協					0
ハガキ(ティッシュ)返送分		602			602	71 八王子社保協	277				277
駅頭宣伝					0	72 東久留米社保協					0
郵産労					0	73 国立社保協					0
都団体小計	53,102		14		53,116	74 立川社保協					0
地域社保協小計	702		60		762	75 昭島社保協					0
宣伝・他団体小計	771		0		771	76 こまえ社保協					0
総合計	54,575		74		54,649						

目標 30万筆
八ガキ

236枚
大田 1160枚

18.22%

国会提出
旧署名

3月10日
1,038 4月20日
2,125 //

団体名	前集	回約	今集	回約	合計	地域社保協・地域団体	前集	回約	今集	回約	合計
1 東京地評		34			34	32 板橋社保協	15				15
2 東京医労連					0	33 渋谷社保協	10				10
3 東京土建一般労働組合	11,770				11,770	34 足立社保協					0
4 東京自治労連	107		10		117	35 西東京社保協	5				5
5 年金者組合東京都本部					0	36 西多摩社保協	154				154
6 福祉保育労組東京地本	888				888	37 杉並社保協					0
7 都教組					0	38 北区社保協					0
8 東京民医連	159				159	39 中野社保協					0
9 東京保険医協会					0	40 大田社保協					0
10 東京歯科保険医協会					0	41 練馬社保協	5				5
11 東京都老後保障推進協会					0	42 品川社保協					0
12 東京商工団体連合会					0	43 中央区社保協					0
13 都生連	4				4	44 目黒社保協	10				10
14 新婦人本部					0	45 世田谷社保協					0
15 全農林東京					0	46 港社保協					0
16 国労東京					0	47 文京社保協					0
17 建交労東京都本部					0	48 江東社保協					0
18 東京国公共闘	25				25	49 葛飾社保協					0
19 全建総連東京都連					0	50 台東社保協					0
20 都障教組					0	51 新宿社保協					0
21 東京公務公共一般労組					0	52 荒川社保協					0
22 東京私教連	9				9	53 江戸川社保協					0
23 都患同盟					0	54 墨田社保協					0
24 東京公害患者と家族の会					0	55 豊島社保協	59				59
25 全労済東京					0	56 千代田社保協					0
26 障都連					0	57 調布社保協					0
27 東京都生協連医療部会					0	58 小平社保協					0
28 新日本医師協会東京支部					0	59 町田社保協	10				10
29 全運輸羽田航空支部					0	60 東村山社保協	11				11
30 東友会					0	61 小金井社保協					0
31 東京介護福祉労働組合					0	62 国分寺社保協					0
32 婦人民主クラブ					0	63 府中社保協					0
33 自由法曹団東京支部					0	64 清瀬社保協					0
※宣伝行動など					0	65 日野社保協					0
働く女性の東京集会	110				110	66 三鷹社保協					0
女性センター	46				46	67 多摩市福祉をすすめる会					0
事務局	153				153	68 武蔵野社保協					0
都退協					0	69 村山・大和社保協					0
全港湾東京					0	70 稲城社保協					0
ハガキ(ティッシュ)返送分					0	71 八王子社保協	552				552
駅頭宣伝					0	72 東久留米社保協					0
郵産労					0	73 国立社保協					0
都団体小計	12,996		10		13,006	74 立川社保協					0
地域社保協小計	831		0		831	75 昭島社保協					0
宣伝・他団体小計	309		0		309	76 こまえ社保協					0
総合計	14,136		10		14,146						

都議会提出 2/4 325
 // 4/12 1,094

戦争法の廃止を求める統一署名

2016年5月2日

署名の名称	集約数	累計集約数	集約日	備考・国会提出日
戦争法の廃止を求める統一署名	目標⇒			
	17	17	2016/2/17	八ガキ
	4	21	2016/2/19	〃
	3	24	〃	〃
	17	41	2016/2/26	八ガキ
	12	53	2016/3/3	〃
	10	63	2016/3/7	〃
	19	82	2016/3/8	八ガキ
	5	87	2016/3/10	〃
	2	89	2016/3/14	〃
	6	95	2016/3/14	〃
	24	119	2016/3/15	〃
	12	131	2016/3/16	八ガキ
	143	274	2016/3/18	〃
	40	314	2016/3/22	〃
	129	443	〃	〃
	108	551	2016/3/23	八ガキ
	40	591	2016/3/24	〃
	115	706	2016/3/25	〃
	52	758	2016/3/29	八ガキ
	26	784	〃	〃
	17	801	2016/3/30	〃
	15	816	2016/3/31	〃
	9	825	2016/4/1	八ガキ
	23	848	2016/4/4	八ガキ
	20	868	〃	〃
	10	878	2016/4/7	〃
	7	885	〃	〃
	5	890	2016/4/11	八ガキ
	9	899	〃	〃
	25	924	2016/4/12	〃
	3	927	2016/4/13	八ガキ
	10	937	2016/4/15	〃
	11	948	2016/4/18	〃
	6	954	〃	〃
	10	964	2016/4/19	〃
	15	979	2016/4/21	八ガキ
	15	994	2016/4/22	〃
	2	996	〃	〃
	24	1,020	2016/4/26	〃
	14	1,034	2016/4/27	〃
	24	1,058	2016/4/28	〃
	18	1,076	〃	〃
		1,076		
		1,076		
		1,076		
合計(目標対比)	1,076			
総合計(目標対比)	1,076			

424枚
95筆報告済

署名の名称	集約数	累計集約数	集約日	備考・国会提出日
	348筆報告	合計443		
	411筆報告	854		

参議院選挙～「安倍政権NO！社会保障拡充」の実現を

2016年4月

中央社会保障推進協議会運営委員会

7月に予定される参議院選挙は、憲法違反の戦争法を廃止し、私たちのいのちと暮らしを守り、日本社会の未来を切り拓くことが問われる歴史的な国政選挙です。戦争する国づくりに反対し、社会保障の解体を許さない大きな共同を広げ、参議院選挙をたたかうことを心から呼びかけます。

1. 戦争法を廃止し、国民のいのち・暮らしを守る国民的なたたかい

安倍政権は、アメリカと一緒に戦争する国づくりを突きすすみ、オール沖縄の声を無視した辺野古沖への米軍新基地建設などを強権的に推進し、2016年度予算では5兆円を超える規模にまで軍事費を増大させました。

また、「経済最優先」、「アベノミクス」を掲げて、新自由主義路線が推進されるも、労働者・国民の暮らしはますます苦しくなり、格差と貧困は加速度的に拡大、地域経済の疲弊は深刻化しています。憲法9条、25条を空洞化させ、明文改憲まで表明しています。

これにたいし「戦争法を廃止し、憲法と平和をまもれ」「国民のいのちと暮らしをまもれ」の共同したたたかいが大きく広がっています。国政選挙で初めて4野党・市民の共闘が実現するなど、かつてない歴史的な情勢が生まれています。街頭から青年たちが「主権者は私たち」「戦争するな」などのコールを次々に上げ、国民の声が新しい情勢を切り開いています。

2. 「憲法まもり、負担増ストップ、社会保障の拡充を」が選択の基準に

「消費税を増税し、社会保障も削減」する安倍政治（自公政権）に対する怒りが、国民の中に広がっています。国民への負担増は、国民生活をぎりぎりまで追いつめ、貧困と格差は、全世代で拡大し、命を失う痛ましい実態が各地で報告されています。

社会保障制度改革推進法で強行された社会保障を自己責任とする社会保障解体路線を何としても食い止め、憲法25条に掲げられた健康で文化的な生活と国の責任を求めていくことが重要です。また、賃金の底上げ・中小企業支援の強化、若者をはじめとした雇用の安定、働き続けられるルールづくりの課題も社会保障の拡充につながる重要な課題です。

戦争法とともに、社会保障が重要な争点となる参院選挙で、9条、25条を踏みにじる安倍自公政権に厳しい審判を下し、未来に希望の持てる政治を取り戻さなければなりません。

3. 消費税増税反対、社会保障の拡充を争点に～対話運動を展開しよう

「自助＝自己責任」を前面に打ち出した社会保障解体を批判し、「社会保障は国の責任」であることを求め、5月－6月を「参議院選挙で社会保障の拡充の実現」を掲げ、世論に訴えていきましょう。

「医療・介護大運動」をさらに推進させ、1万ヶ所学習運動、「社会保障は国の責任です」宣伝・署名行動を旺盛に展開し、対話をひろげましょう。

そして「選挙に行こう」の呼びかけを強め、投票率を大きく引き上げましょう。



[お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#)

〒182-0022
 調布市国領町6-10-3 大住ビル301
 Tel : 042-444-0749
 Fax : 042-444-0749
 メールアドレス : info@kiitos.org

[ホーム](#)

[設立趣意](#)

[事業概要](#)

[施設紹介](#)

[キートスからのお願い](#)

[お知らせ](#)

[設立趣意](#)

[代表挨拶](#)

[プロフィール](#)

[Kiitos\(キートス\) ホーム](#) > [設立趣意](#)

設立趣意

現在、子どもたちの「居場所」であるべき家庭の在り方が、様々な状況によって大きく変化しています。

近年の景況による家庭の経済的事情の変容。価値観の多様化。本来の学校、地域の在り方の変化。何世代にも渡る核家族化は家族の孤立を深め、子育てをする親の孤立も更に深めています。家族は不安を感じ、精神的な余裕のなさを生み、親子の距離感を崩し始め、家族一人ひとりの役割が損なわれていきます。それは、子どもへの過干渉、無関心、虐待へと繋がる可能性を含みます。

このような家族の役割の崩壊の中、子どもたちは自分の居場所を探し始めます。しかし、自ら居場所を探すことの困難さから、ひきこもり、不登校、徘徊、非行などの問題を抱えることとなります。他人と関わることを苦手とし、殻に閉じこもる傾向のある思春期の子どもたちは、本来、大人と子供の世界を行き来しながら、家庭や学校、地域で育っていくものです。しかし、不安を抱え居場所を探し続ける子どもは増えています。

[| ホーム |](#) [| 設立趣意 |](#) [| 事業概要 |](#) [| 施設紹介 |](#) [| キートスからのお願い |](#) [| 活動スケジュール |](#) [| お知らせ |](#) [| サイトマップ |](#) [| お問い合わせ |](#)

開室時間 : 11:00~18:00 (月・火・水・木・土)
/ 休室日 : 日曜、金曜、第3月曜

2010 - 2016 © [Kiitos\(キートス\) - 青少年の居場所](#). all rights reserved.

私たちは、子どもたちが多くの仲間や大人に出会い、互いに支えあい、ひとりでないことを感じ、信じあえる環境を作り、少しの経験を通して達成感を感じ、そして、悩みながら、生きていく目標を見つけ、生きるための力をつけられるように願っています。彼らの叫びをしずかに受け止め、受け入れ、一人ひとりをどのように支えられるかを模索し、彼らが「生きる」意味を見出し、「自立」への手助けをするために、青少年の居場所 Kiitos を設立いたします。

代表挨拶

青少年の居場所Kiitos 代表の白旗眞生です。

多くの子どもたちと時を共にして、まもなく45年になります。

その間、社会状況が大きく変わり、弱者である子どもたちがそのしわ寄せを受けているように感じます。

近年、国の政策は子育て支援、高齢者支援に力を注いでいますが、中学生、高校生を中心とした年代が持つ問題にはまだまだ私たちが望んでいる段階までには至っていないように思います。

「思春期」はとても難しいと言われる世代です。親子の関係、学校、社会、友人との関わりが成り立ちにくい状況です。何故なのかと考えるみますと理由は確かにあるように思いますが、そのことを追求することよりも、今、苦しんでいる子どもたちを支援することの重要性を痛感しています。自分のことを嫌いと思っている子どもたちが、なんと多いことでしょう。自己評価は3才までに作られると言われていています。“十分な安心感”を得られれば、子どもは自立していきます。



残念ながら自立出来ず悩んでいる子どもたちが多く存在している事も事実です。自立に向けて一人ひとりのプログラムを用意し、三步前進、二歩後退を繰り返しながら、見守り、「待つ」。そのことが大切な関わりと考えています。そのように見守ることで確実に子どもたちが変わっていくことを、私は多くの子どもたちとの関わりの中で教わりました。

Kiitos の存在をより多くの方々に知って頂き、ご賛同頂ければ幸いです。

Kiitos とはフィンランド語で「ありがとう」の意味です。小さなスペース、Kiitos にいつも笑顔とありがとうが絶えぬように。

プロフィール

■白旗 眞生（しらはた まき）略歴：

昭和24年11月、山形県酒田市に生まれる。昭和48年、国立音楽大学教育音楽科卒業。卒業後、自宅でピアノ教室を開く。多くの生徒を指導し、知的障害や発達障害の生徒も受け入れ、子どもたちへの指導と共に保護者のサポートを行う。

平成9年、ルーテル学院大学文学部へ社会人入試を経て、入学、心理学を専攻する。平成12年同校卒業。

平成13年から平成16年まで練馬区にて民生委員を務める。

平成14年8月、相談室「楽」を立ち上げ、様々な問題を抱えた思春期の子どもたちやその保護者の相談を受ける。

平成17年より2年間、和光市立第四小学校にて、発達障害の生徒の介助員として勤務。

平成19年、NPO 法人調布子どもネットが主催する青少年ステーションCAPS のカウンセラーとして勤務。

平成22年3月退職。

平成22年7月、青少年の居場所Kiitos を設立。

慎重・公平な審理と道理ある公正な判決を求める要請

第3版 ②

岡山地方裁判所刑事2部

平成26年（わ）第55、106号 法人税法違反、税理士法違反事件

裁判長：中田幹人、裁判官：新宅孝昭、裁判官：河原崇人 殿

倉敷民商事務局員の禰屋町子さんに対する上記の事件について、以下のとおり要請します。

この事件は、倉敷民商への不当な弾圧です。禰屋町子さんが建設会社の脱税をほう助したとして逮捕・勾留されました。2014年1月21日の逮捕から、2015年3月24日まで428日間もの長期の身柄拘束でした。一方、建設会社の代表者夫婦は逮捕も勾留もされず、執行猶予判決が確定しています。

禰屋さんは、建設会社が民商会員だったので、民商事務局員として、援助をただけです。禰屋さんに、脱税の意図などは全くありません。禰屋さんには、脱税の手助けで得られる利益はありません。

また禰屋さんとほかの2人の倉敷民商事務局員は、税理士の免許がないのに税務申告を行なったとして、税理士法違反でも起訴されましたが、3人とも無罪を主張し続けています。

倉敷民商は、中小零細商工業者の自主的で民主的な団体として、憲法にもとづき、「納税者は主権者」の立場で、零細業者のくらしと営業、権利を守る運動にとりくんできました。民商会員は、助け合い、学び合いながら、「自主計算・自主申告」をすすめています。

会員の納税実務を相互援助・相互学習によってすすめる運動は、称賛・推奨されこそすれ、非難されるたぐいのことではないはずです。

以上により、次の点を要請します。

- 1 慎重で公平な審理をすすめ、道理ある公正な判決をお願いします。
- 2 被告人の防御権を侵害し、生活を制限する保釈条件を解いて、自由にしてあげてください。

氏 名	住 所

【共同署名要請・集約団体】

倉敷民商を支える会	〒710-0038	岡山県倉敷市新田1294番地	倉敷民主商工会内	TEL 086-426-1578
岡山県商工団体連合会	〒700-0981	岡山市北区西島田町4番25号		TEL 086-243-3856
倉敷民商を支える岡山の会	〒700-0905	岡山市北区春日町5番6号	岡山県労働組合会議内	TEL 086-221-0133
日本国民救援会岡山県本部	〒700-0054	岡山市北区下伊福西町1番53号	民主会館内	TEL 086-254-2799

【署名の送り先・問合せ先】

納税申告をサポートしてなぜ悪い、自主申告権を守れ！

—口頭弁論を開き、原判決を破棄して、さらに道理ある判決を求める要請—

最高裁判所第三小法廷 平成28年（あ）第28号 税理士法違反事件

裁判長：大橋正春 殿

この事件は、民主商工会＝民商の「中小零細業者の営業と権利を守るために、学び合い、教え合い、助け合いながら、団結して活動する」という基本理念に基づき、日常的に行っている民商活動への弾圧です。

検察の主張は、小原・須増両氏が倉敷民商会員の確定申告書を「つくってやり」、それが税理士の独占業務として禁じられている「自己の判断による税務書類の作成」だということです。しかし、小原・須増両氏の行為とは、民商会員自らが作成した決算書の数値を、申告書作成ソフトに機械的に転記したことにより、ソフトが自動計算して出来上がったものなのです。この場合、税務書類の「作成者」とは、確定申告書の内容に納得して署名押印し、税務署に提出した納税者本人ではありませんか。

原判決（2015年12月7日、広島高裁岡山支部、大泉一夫裁判長）は、被告人質問すら行わずに1回の公判で結審して、両氏の控訴を棄却しました。

ではその一審判決（2015年4月17日、岡山地裁、松田道別裁判長。各懲役10月、未決勾留日数中100日算入、執行猶予3年）は、どう判断したのか。一審判決は、まず小原・須増両氏の「自己の判断による税務書類の作成」につき、申告書は適正なものであり、誰にも迷惑をかけていないと認めました。ところが、税理士法の立法目的＝「課税の適正かつ円滑な運用」を「損なうおそれ」があったから有罪だとしたのです。一方では、その立法目的が「実質的に損なわれたものとまではいえない」としています。そして、小原・須増両氏が決算書の金額等を機械的に転記した作業について、ソフトが自動計算した数値を「変更せずに使用することを是とする判断をしている」から、「自己の判断による作成」だということです。コンピュータがはじき出した計算結果を「自己の判断」抜きに無条件に採用することなくして、コンピュータの意味などありません。現に科学者であれ実務家であれ世界中の人がそうしているではありませんか。

一審判決をなぞってこれを是認した控訴審判決は、たとえ小原・須増両氏の「作成」行為の結果が適正で実害がなくとも、税理士法は、上記の「おそれ」を防止するために刑罰をもって一律に禁ずる制度として定めたものであり、違反者に刑罰を科すことについてこれを限定的に解釈すべき理由はないと、一審判決の判断以上に形式的な判断を貫きました。そしていずれの判決も、ただ「反復・継続性」のみを「業務性」の要件として強調し、民商会員・事務局員・民商組織をバラバラに捉え、それぞれが有している結社の自由（憲法21条）を否定しています。国民主権原理に基づく自主申告権をもっと尊重すべきです。

納税申告において適正なサポートをすることを犯罪としたり、実質的に犯罪にあたらぬ行為を単なる形式的な「おそれ」だけで処罰してはなりません。よって以下のとおり要請します。

【要請事項】

口頭弁論を開き、原判決を破棄して、さらに道理ある公正な判決をすること。

氏名	住所

【共同署名よびかけ・集約団体】

倉敷民商を支える会	〒710-0038	岡山県倉敷市新田1294番地	倉敷民主商工会内	TEL 086-426-1578
岡山県商工団体連合会	〒700-0981	岡山市北区西島田町4番25号	岡山民商会館内	TEL 086-243-3856
倉敷民商を支える岡山の会	〒700-0905	岡山市北区春日町5番6号	岡山県労働組合会議内	TEL 086-221-0133
日本国民救援会岡山県本部	〒700-0054	岡山市北区下伊福西町1番53号	岡山民主会館内	TEL 086-254-2799

【署名の送り先・問合せ先】

働くもののいのちと健康を守る東京センター

第3回労働安全衛生学校

日時 **2016年6月4日(土)** 午前**10時**～午後**4時30分**
 場所 東京労働会館 (ラパスホール・BF地下会議室)
 参加費 1,000円

今、職場では、過重労働の蔓延、メンタルヘルスの不調、雇用・失業不安など働く人々のいのちと健康を脅かす事態が深刻に広がっています。労働者の健康を守るためには、職場に労働安全衛生活動が確立されていることが重要です。

本「学校」は、職場と単組に労働安全衛生の活動家・担い手づくりを養成することを目的に開催されます。「学校」は、3人の講師による講演と各職場の実践を交流する分散会を中心に運営されます。

第1講義

労組・労働者の自主的安全衛生活動の進め方

10:00～(予)

講演：服部真医師(産業医・労働衛生コンサルタント)

第2講義

労働組合にとって労働安全衛生活動は最優先課題

11:30～(予)

講演：野崎益男さん(元化学一般労働組合連合副執行委員長)

第3講義

労働安全衛生法を職場でどう生かすか

13:30～(予)

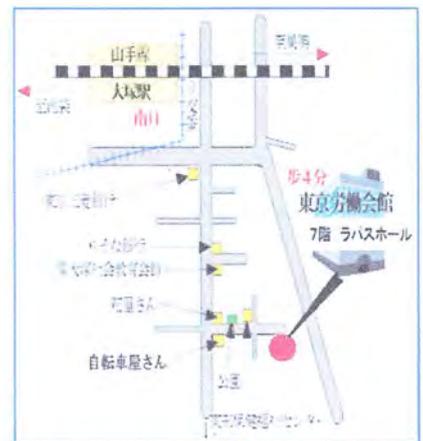
講演：鈴木 淳さん(高崎労働基準監督署安全衛生課長)

分散会

15:00～ 2分散会に分かれて討論・学習を行います。

◆連絡先

働くもののいのちと健康を守る東京センター
 住所：豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 1F
 電話：03-5976-3941 Fax：03-5976-4950
 Mail：tokyo-inoken@grape.plala.or.jp



<申込書>

名前	所属団体名	年齢	連絡先(住所)

<事前質問(参加にあたって講師に聞きたいことがありましたらご記入下さい)>

2016年3月1日

「第21回東京反核平和マラソン」へのご協力をお願い

第21回東京反核平和マラソン実行委員会
新日本スポーツ連盟東京都連盟
同 東京ランニングクラブ

拝啓

日頃の各分野での皆様のご奮闘に敬意を表します。

さて、例年ご支援を頂いております「東京反核平和マラソン」を今年は7月2日（土）に開催する運びとなりました。

第20回反核平和マラソンは、約100名のランナーとサポーター要員も約80名が参加して、北区役所、夢の島公園、大田区役所、杉並区役所の4か所から出発して宮下公園までの4コースで都民への核兵器の無い平和な世の中をと訴え、また東日本大震災の復興支援、原発依存のエネルギー利用の転換をアピールし、無事成功させることができました。この成功はひとえに皆様方の多大なるご支援、ご協力があったおかげと深く感謝いたしております。

非人道的な核兵器の廃絶は全人類の願いであることは言うまでもありません。唯一の被爆国である日本は核兵器廃絶に向けた運動を先頭に立って、大きくしていかななくてはならないと考えます。今年も核兵器廃絶、そして悲惨な戦争を世の中からなくし、誰もが平和な社会で豊かな生活を享受できるよう願いをこめて訴える東京反核平和マラソンを開催いたします。また東日本大震災からの一日も早い東北復興を願い「東日本大震災の復興支援の輪を広げよう」も呼びかけ、震災からの復興が大きく前進するよう、広く都民に訴えて行きたいと考えます。

今年も、「平和市長会議」と「日本非核宣言自治体協議会」の両組織から後援と激励メッセージを頂くことになっております。

つきましては、貴団体からも激励のメッセージをいただきたく、あわせて下記の点についてご検討を頂き、ご回答を頂きたく宜しくお願い致します。

敬具

第21回東京反核平和マラソン実行委員会
〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-39-2 大住ビル401
新日本スポーツ連盟東京都連盟内
TEL 03-3981-1345 FAX 03-3981-8315
E-mail njsf@tokyo.email.ne.jp
担当 宮内泰明